

※ 平成27年4月1日、「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」に改称となりました。交付を受けている有効期限内の主任者証は取引士証としてみなされます。

東京都登録の方

登録事項に変更がある場合
講習お申込みの前
に変更手続きを済ませて下さい

取引士資格を登録した時、または前回更新時から現在までに登録事項「住所・氏名・本籍・勤務先（業務に従事する宅地建物取引業者）」に変更がある方は、東京都に変更登録申請の手続きをして下さい。取引士証には現住所が記載されます。住所変更（区画整理、番地表示の変更を含む）がある方は必ず手続きをして下さい。市町村合併による変更がある方は下記窓口にご確認下さい。

※取引士証（期限切れのものを含む）を紛失している方は東京都へ紛失届が必要です。

《問合せ・手続き先》

●東京都都市整備局住宅政策推進部不動産課免許係 ☎ 03-5320-5063

※都市整備局のホームページ（申請様式一宅地建物取引士について）にも案内が掲載されていますのでご参照下さい。（書類のダウンロード可）

来所による受付

郵送での受付は致しておりません。当協会事務局へお越しのうえ、お申し込み下さい。

※代理の方でも可能です。（委任状不要）

○申込時に必要なもの

イ. 宅地建物取引士証交付申請書 2枚（コピー可、ただし押印はコピー不可。各々に押印して下さい）

※申請書はダウンロード可 記入例をご参照下さい。

・協会にも用意してあります。

ロ. カラー顔写真 ※全部同一のもの 3枚

（タテ3cm×ヨコ2.4cm。顔の大きさが2cm程度、正面、無背景、6ヶ月以内に撮影）

※家庭用インクジェットプリンターで印刷した写真、ポラロイド写真、不鮮明なものや劣化の可能性のあるものは不可。 ※規定に合わない場合は撮り直していただきます。

ハ. 現金 16,500円（釣銭のないようにして下さい）

（内訳：受講料12,000円・交付手数料4,500円）

ニ. 認印 ※シャチハタ印不可

ホ. 現在使用している取引士証（期限切れのものを含む）

ヘ. 新規の方は登録通知ハガキ

ト. 返納受領書、変更登録申請等の控え

チ. 紛失届を提出している方は受領印のある届けの控え